

## 金融円滑化への取組の実施状況について (平成26年4月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に取り組んでいます。  
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

### ○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年4月30日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[中小企業のお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	664	127,601
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	574	110,751
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	2	555
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	50	8,739

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

### ○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年4月30日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	90,186	1,146,005
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	66,246	843,587
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	2,961	40,223
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	864	10,738
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	20,115	251,456

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

## 金融円滑化への取組の実施状況について (平成26年5月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に取り組んでいます。  
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

### ○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年5月31日)

#### (表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[中小企業のお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	667	128,173
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	576	110,978
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	3	900
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	50	8,739

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

### ○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年5月31日)

#### (表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	90,718	1,152,636
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	66,685	849,075
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	2,975	40,406
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	788	9,670
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	20,270	253,485

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

## 金融円滑化への取組の実施状況について (平成26年6月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に取り組んでいます。  
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

### ○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年6月30日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[中小企業のお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	670	128,497
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	578	111,468
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	4	733
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	50	8,739

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

### ○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年6月30日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	91,294	1,159,671
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	67,129	854,140
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	2,996	40,710
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	765	9,640
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	20,404	255,181

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

## 金融円滑化への取組の実施状況について (平成26年7月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に取り組んでいます。  
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

### ○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年7月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[中小企業のお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	675	129,878
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	582	112,460
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	5	1,123
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	50	8,739

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

### ○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年7月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	92,048	1,168,784
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	67,635	860,531
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	3,011	40,967
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	857	10,173
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	20,545	257,112

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

## 金融円滑化への取組の実施状況について (平成26年8月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に取り組んでいます。  
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

### ○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年8月31日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[中小企業のお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	677	130,567
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	586	113,774
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	3	497
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	50	8,739

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

### ○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年8月31日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	92,735	1,176,643
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	68,296	868,432
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	3,025	41,126
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	731	8,394
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	20,683	258,691

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。

## 金融円滑化への取組の実施状況について (平成26年9月末)

中小企業金融円滑化法(「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(平成21年法律第96号)」をいいます。)は、平成25年3月末を以て終了しましたが、中小企業金融円滑化法終了後においても、同法の趣旨をふまえ、住宅金融支援機構は、住宅ローンのご返済が困難となったお客様への対応、並びに事業系融資(賃貸住宅融資・まちづくり融資等)において返済が困難となったお客様への対応に取り組んでいます。  
中小企業金融円滑化法の趣旨をふまえた措置の実施状況については、以下のとおりです。

### ○ 中小企業金融円滑化法第4条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年9月30日)

(表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[中小企業のお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	682	132,213
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	590	114,911
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	38	7,557
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	4	1,006
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	50	8,739

※ 信用保証協会等による債務保証に該当する債権はない。

### ○ 中小企業金融円滑化法第5条をふまえた措置の実施状況(平成21年12月4日～平成26年9月30日)

(表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額

[住宅資金お借入れのお客さま向けの貸付債権]

	件数(件)	金額(百万円)
貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の件数・金額	93,329	1,184,099
うち、実行に係る貸付債権の件数・金額	68,718	873,078
うち、謝絶に係る貸付債権の件数・金額	3,042	41,406
うち、審査中に係る貸付債権の件数・金額	758	9,517
うち、取下げに係る貸付債権の件数・金額	20,811	260,099

※ 計数は現時点での速報値であり、今後の精査により変動することがあります。